

第52期 定時株主総会招集ご通知

開催
日時

2025年6月27日（金曜日）
午前9時30分 受付開始
午前10時 開会

開催
場所

東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「錦」

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

目次

第52期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
事業報告	7
連結計算書類	23
計算書類	33
監査報告書	43

エフレン株式会社

証券コード 6599

証券コード 6599
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

株 主 各 位

東京都八王子市石川町2970番地6
エブレン 株 式 会 社
代表取締役社長 上 村 正 人

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第52期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://ebrain.co.jp/ir/general-meeting-of-shareholders/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「エブレン」又は
証券「コード」に「6599」（半角）を入力・検索し、『基本情報』、『縦覧書類/PR情報』の順に選
択して、ご確認いただけます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手
数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に
議案に対する賛否をご表示いただき、2025年6月26日（木曜日）午後5時45分までに到着す
るようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------|---|-------------------------------------|
| 1. 日 | 時 | 2025年6月27日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始） |
| 2. 場 | 所 | 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「錦」 |

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第52期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトには修正内容を掲載させていただきます。
 2. 会社法改正により、電子提供措置事項について前頁に記載の各ウェブサイトへのアクセスの上、ご確認くださいことを原則としておりますが、本株主総会においては、法令及び当社定款の規定に基づき書面交付請求された株主さまに送付する交付書面を、全ての株主さまに対して送付することといたします。
 3. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 4. 代理人によるご出席の場合は、当社定款にしたがい、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名のみとさせていただきます。
その際、株主様のご本人の議決権行使書用紙と共に、代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
 5. 議決権行使書用紙において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭とします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 40円

総額 60,357,880円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 210,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 210,000,000円

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
1	かみむら まさと 上村 正人 (1944年9月4日)	1963年4月 日本電気株式会社入社 1973年10月 当社設立 取締役 1984年5月 当社常務取締役 1986年9月 当社代表取締役常務 1987年5月 当社代表取締役社長（現任） 2002年2月 カーム有限会社取締役（現任） 2002年9月 蘇州惠普聯電子有限公司 執行董事（現任） 2011年7月 株式会社タンバック代表取締役社長	500,700株
2	しみず じゅん 清水 旬 (1969年8月27日)	1994年5月 読売広告センター株式会社入社 1995年3月 当社入社 2013年5月 当社営業統括部長 2018年6月 当社取締役営業統括部長 2018年8月 当社取締役営業本部長（現任）	10,300株
3	かみむら かずと 上村 和人 (1970年12月15日)	1994年4月 日本電気ソフトウェア株式会社入社 2013年7月 当社入社 経営企画部長 2014年7月 株式会社タンバック監査役 2018年6月 当社取締役総務部長兼経営企画部長 2018年8月 当社取締役事業本部長 2019年6月 当社取締役経営企画部長（現任）	23,500株
4	たなか たけし 田中 猛 (1966年1月20日)	1986年4月 当社入社 2018年8月 当社管理本部長 2019年6月 当社取締役管理部長（現任）	6,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職の状況、 当社における地位及び担当	所有する当 社株式の数
5	なかやま のりくに 仲山 典邦 (1960年5月25日)	1984年4月 ナショナルコンピューター株式会社入社 1991年10月 株式会社アバールテクノロジー設立 取締役 1995年3月 株式会社アバールデータ入社 2007年6月 同社取締役 2013年6月 同社常務取締役 2019年6月 当社取締役事業本部長（現任）	一株
6	あおやぎ のぶゆき 青柳 伸幸 (1965年6月18日)	1989年3月 株式会社新川入社 2011年8月 同社執行役員研究開発部長 2020年12月 エーディーアイキューブ代表（現任） 2023年6月 当社取締役（現任）	一株

- (注) 1. 当社は、候補者青柳伸幸氏が代表を務めるエーディーアイキューブとの間にソフトウェア購入及び制御機器の販売等の取引があります。他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (注) 2. 候補者青柳伸幸氏は、社外取締役候補者となります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
- (注) 3. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要
候補者青柳伸幸氏は、前職で株式会社新川において研究開発部長を務め、技術分野で培われた豊富な知見及び経験等を有しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく知見及び経験等を活かした監督と助言を行っていただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
- (注) 4. 候補者青柳伸幸氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
- (注) 5. 当社は、候補者青柳伸幸氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
- (注) 6. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する争訟費用及び損害賠償金を填補することとしております。各候補者が選任された場合には、候補者各氏は当該契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役・監査役を選任しております。当社の取締役及び監査役の経験と専門性は次のとおりであります。

	独立役員	企業経営	製造・技術・研究開発	営業	財務・ファイナンス・M&A	IT・デジタル	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ	グローバル経験	主な資格等
代表取締役 上村正人		○	○	○	○	○	○	○		○	
取締役 清水旬		○	○	○					○		
取締役 上村和人		○				○	○	○	○		
取締役 田中猛		○			○		○	○			
取締役 仲山典邦		○	○	○					○	○	
社外取締役 青柳伸幸	○	○	○			○					
常勤監査役 伊沢雅夫		○	○		○		○	○	○	○	
社外監査役 鈴木秀孝	○				○					○	公認 会計士
社外監査役 徳永博久	○				○		○	○	○	○	弁護士

以上

事業報告

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、世界的なインフレに伴う金融引き締め政策の緩和に向かう中、地域により差はあるものの全体として底堅く推移しました。一方で、米国による関税政策の見直し、資源・原材料の高止まりに起因する購入金額の上昇及びロシア・ウクライナ情勢の長期化、中東地域をめぐる情勢不安による地政学リスク等により、景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

我が国経済は、円安を背景としたインバウンド需要の拡大や賃上げによる所得環境の改善が見られる等、緩やかな景気回復となりました。しかしながら、原材料・エネルギー価格の高止まりや不安定な為替相場、米国経済政策の動向や中国経済の減速等により、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況下、日本製半導体製造装置について、2025年3月25日にSEAJ（日本半導体製造装置協会）より、2月時点での販売高（3ヶ月移動平均ベース）が、14ヶ月連続プラスとなる前年同月比29.8%増の4,120億6,500万円（暫定値）になったと発表されました。これは中国向けレガシー装置が好調を維持したことと、生成AI向けに台湾の設備投資が堅調に推移したことが影響しました。これにより計測・制御分野は、一部の顧客で在庫消化が進み注文が再開したことで売上高が増加に転じました。

その他の分野につきましては、通信・放送分野や電子応用分野の売上高が減少しましたが、交通関連分野は新規案件の量産開始、防衛関連分野は新規案件の成約により、売上高は増加しました。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高4,025百万円（前年同期比1.0%増）、営業利益464百万円（前年同期比4.4%減）、経常利益475百万円（前年同期比3.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は313百万円（前年同期比5.6%減）となりました。

営業品目の応用分野別売上の概況は、次のとおりであります。

通信・放送〔通信・放送・電力関連〕

電力関連は堅調に推移するも、通信分野と放送分野は既存案件の生産終了や設備投資の減少等により、売上高が減少しました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比37百万円（14.2%）減の228百万円となり、売上構成比率は前年同期の6.7%から5.7%となりました。

電子応用〔HPC(スーパーコンピュータ)・医療関連〕

医療関連は市場のトレンドとしては堅調に推移していますが、顧客の在庫調整により、売上高が減少しました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比79百万円（17.6％）減の374百万円となり、売上構成比率は前年同期の11.4％から9.3％となりました。

計測・制御〔半導体製造装置・検査装置・FA関連〕

半導体製造装置は在庫消化が進んだことで一部顧客の注文が再開したことにより、売上高が増加に転じました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比15百万円（0.6％）増の2,459百万円となり、売上構成比率は前年同期の61.3％から61.1％となりました。

交通関連〔鉄道・信号・ITS（高度道路交通システム、ETC等）関連〕

鉄道信号関連の新規案件の量産開始により、売上高が増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比75百万円（11.4％）増の736百万円となり、売上構成比率は前年同期の16.6％から18.3％となりました。

防衛・その他〔防衛用のレーダー、通信関連〕

防衛関連の新規案件の成約により、売上高が増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比65百万円（40.5％）増の227百万円となり、売上構成比率は前年同期の4.1％から5.6％となりました。

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、2,055千円であり、主な設備投資の状況は以下のとおりであります。

(単位：千円)

資産の種類	名称	金額
工具器具及び備品	L A N設備	503
工具器具及び備品	計測器等	409
工具器具及び備品	圧着工具	399
工具器具及び備品	空調設備	380

（3）資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、世界的なインフレに加え、米国の関税政策による世界経済の混乱が続いており、さらに紛争等による原材料の高騰、サプライチェーンの不安定化なども相まって、予断を許さない状況で推移するものと思われます。一方、経済安全保障体制の構築が国家的重要課題の一つと認識されるようになり、半導体電子部品の自国内生産体制確立に向けて、主要各国で半導体生産工場建設の大型プロジェクトがスタートしています。また、ビッグデータと生成AIを中心としたデジタルトランスフォーメーション(DX)や再生可能エネルギーの社会実装を中心としたグリーントランスフォーメーション(GX)が加速します。

そのような中、当社グループの事業環境としては、半導体関連の需要は関税政策の懸念がありますが今後とも継続すると見込んでおり、半導体関連が売上の半分以上を占める当社グループにとっては、中長期的にはことさら悲観的となることはありません。しかし、資材調達難を乗り越えた時期に生産し納入した顧客側の在庫消化が、当社が想定していた以上に長引いており、その消化のための生産調整によって売上にブレーキがかかる恐れがあると同時に、滞留解消後には急激に注文が増加する可能性もあります。

これを踏まえ、当社グループは、購買、設計、製造、検査等の各プロセスにおいて効率向上、能力アップを図ることにより急激な注文増加にも対応し、短納期化、高品質化への対応を進めてまいります。また、サプライチェーンマネジメントを強化するとともに、顧客と一層連携を強化して部材手配の早期着手に対応してまいります。納期、生産コスト、品質に関しては、自社及び協力会社の生産能力、検査能力の向上を図って生産性を改善し、納期の短縮や品質の更なる向上を実現していく計画です。

また、経済環境等の変化に対しては、生産拠点としての中国の子会社である蘇州惠普聯電子有限公司や中国をはじめ海外からの高品質・低価格の部材調達ルートを臨機応変に活用してまいります。

一方で、より一層の事業拡大のためには、バックプレーンをコアに、モジュールボードや周辺デバイスを含めたシステム提案や組立・配線等を含めた受託範囲の拡大、高付加価値化が不可欠と考えております。そのため、システムソリューション事業部（上野事業所）のボード開発・設計ノウハウを戦略的に活用しつつ、従来以上に幅広いユーザーとのパートナーシップを強化し、受注領域の拡大を進めてまいります。

また、環境問題をはじめとするSDGsへの取組みも、事業活動における重要な課題であると認識しております。当社グループにおいては、この対応の一環として環境マネジメントプログラムISO14001の認証を継続し、このプログラムの維持を通じて、環境問題やSDGsへの取組みを継続、強化し、環境保全に対応した製品づくりを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第49期	第50期	第51期	第52期 (当連結会計年度)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売上高	3,922,491	4,258,319	3,987,626	4,025,988
経常利益	529,862	654,110	490,419	475,518
親会社株主に帰属する 当期純利益	345,385	426,202	332,057	313,410
1株当たり 当期純利益	228円89銭	282円44銭	220円06銭	207円70銭
総資産	5,184,553	5,604,189	5,674,847	5,904,033
純資産	3,791,647	4,197,025	4,502,328	4,786,041
1株当たり純資産	2,512円73銭	2,781円38銭	2,983円76銭	3,171円78銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均株式数に基づき算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第49期	第50期	第51期	第52期 (当 事 業 年 度)
	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
売 上 高	3,788,919	4,124,926	3,898,185	3,880,411
経 常 利 益	496,141	618,172	461,477	463,567
当 期 純 利 益	317,659	396,210	307,995	304,898
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	210円51銭	262円57銭	204円11銭	202円06銭
総 資 産	5,029,900	5,414,702	5,452,139	5,653,040
純 資 産	3,665,827	4,028,909	4,298,307	4,546,158
1 株 当 た り 純 資 産	2,429円35銭	2,669円97銭	2,848円55銭	3,012円80銭

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均株式数に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名 称	資 本 金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
蘇州惠普聯電子有限公司	82,000	100	産業用電子機器部品・工業用コンピュータの製造

(7) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは産業用コンピュータのバックプレーン、バスラック、システムシャーシ、ボードコンピュータの設計・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）**① 当社**

名称	所在地
本社・八王子事業所	東京都八王子市
入間事業所	埼玉県入間市
大阪事業所	大阪府大阪市東淀川区
上野事業所	東京都荒川区

② 子会社

名称	所在地
蘇州惠普聯電子有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市

(9) 使用人の状況（2025年3月31日現在）**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
111名	5名減

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者、再雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
92名	5名減	44.8歳	13.4年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者、再雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入金はありません。

2. 株式に関する事項

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,140,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,508,947株（自己株式27,053株を除く） |
| (3) 株主数 | 940名 |
| (4) 大株主（上位10位） | |

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
上村 正人	500,700	33.18
カーム有限会社	250,000	16.57
光通信株式会社	79,200	5.25
小林 寛子	60,000	3.98
熊谷 尚登	46,400	3.07
エブレン社員持株会	34,531	2.29
大橋 達也	30,000	1.99
菊水ホールディングス株式会社	30,000	1.99
上村 和人	23,500	1.56
上村 宏子	23,500	1.56
上村 愛	23,500	1.56

（注）持株比率は自己株式（27,053株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況等
上村 正人	代表取締役社長	蘇州惠普聯電子有限公司 執行董事 カーム有限会社取締役
清水 旬	取締役（営業本部長）	
上村 和人	取締役（経営企画部長）	
田中 猛	取締役（管理部長）	
仲山 典邦	取締役（事業本部長）	
青柳 伸幸	取締役（非常勤）	エーディーアイキューブ代表
伊沢 雅夫	監査役（常勤）	
鈴木 秀孝	監査役（非常勤）	鈴木公認会計士事務所代表
徳永 博久	監査役（非常勤）	内幸町国際総合法律事務所 パートナー弁護士 公益財団法人日本防犯安全振興財団 監事 株式会社ダブルスタンダード 社外取締役

- (注)1. 取締役青柳伸幸氏は、社外取締役であります。
- (注)2. 監査役鈴木秀孝、同 徳永博久の両氏は、社外監査役であります。
- (注)3. 取締役青柳伸幸氏が兼職するエーディーアイキューブと当社グループとの間に営業上の取引がありますが、その額は当期連結売上高の1%未満と僅少であります。
- (注)4. 監査役鈴木秀孝氏が兼職している重要な兼職先と当社グループとの間には、重要な関係はありません。
- (注)5. 監査役徳永博久氏が兼職している重要な兼職先と当社グループとの間には、重要な関係はありません。
- (注)6. 監査役鈴木秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注)7. 当社は、取締役青柳伸幸氏、監査役鈴木秀孝氏、監査役徳永博久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- (注)8. 当事業年度中の異動
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役青柳伸幸、並びに監査役伊沢雅夫、鈴木秀孝及び徳永博久の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は特約部分も含め全額会社負担とし、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の 員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	54,263 (2,420)	34,539 (1,920)	10,460 (500)	9,264 (—)	6 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	11,304 (4,840)	10,696 (4,840)	— (—)	608 (—)	3 (2)

(注)1. 業績連動報酬は、2024年支給の役員賞与（事前確定届出給与）であります。

(注)2. 監査役（うち社外監査役）の基本報酬には、役員賞与（事前確定届出給与）が監査役1,200千円、社外監査役1,000千円含まれております。

(注)3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(注)4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）31,926千円を支給しております。

①取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、以下の決定方針を2021年2月15日及び2021年10月15日の取締役会において、決議をしております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、(1) 固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、及び、(2) 業績連動報酬等により構成し、それらの合計総額は、株主総会で決議した報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、各事業年度の連結経常利益の実績値に応じて算出された額を、取締役に対する賞与として決定するものとする。

その支給時期は、従業員に対する賞与の支給時期と同一時期とする。

当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標と実績は、次のとおりであります。51期（2024年3月期）連結経常利益目標値500,000千円に対して、51期連結経常利益の実績値は、490,419千円でした。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会（ホ.の委任を受けた代表取締役社長）は、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝3：1とする。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与である。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社取締役会決議に基づき、当社代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長による評価配分決定が最も適していると考えられるからである。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、報酬総額（賞与総額を含む）を決議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

当期の取締役の報酬に関しては、報酬等の決定を委任された代表取締役社長上村正人より呈示された報酬等の額が、報酬等の種類ごとの比率、基本報酬：業績連動報酬等＝3：1であり、株主総会で承認された報酬等総額の限度額内であることを取締役会が確認し決定していることから、その内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の賞与を含めた取締役報酬等総額は、2020年6月30日の第47期定時株主総会において年額1億30百万円（取締役6名）を上限とすると決議いただいております。

また、取締役の報酬等総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものとしております。

監査役の賞与を含めた監査役報酬等総額は、2020年6月30日の第47期定時株主総会において年額20百万円（監査役3名）を上限とすると決議いただいております。

当社は監査役の報酬等の総額を株主総会において定め、各監査役への配分については、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	青柳 伸幸	100% (18回/18回)	—	取締役会に出席し、前職の執行役員開発部長としての経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。また、技術分野で培われた豊富な知見及び経験等を有しており、社外取締役とし独立した立場から、取締役会等において実践的な視点からの確かつ有意義な助言を行っております。
監査役	鈴木 秀孝	100% (18回/18回)	100% (18回/18回)	取締役会及び監査役会に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役	徳永 博久	100% (18回/18回)	100% (18回/18回)	取締役会及び監査役会に出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注)2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第 399 条第 1 項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

①処分対象

太陽有限責任監査法人

②処分内容

契約の新規締結に関する業務の停止3か月（2024年1月1日から同3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

なお、金融庁が会計監査人に課した業務改善報告の2024年7月1日付け3回目の業務改善報告により、継続的に業務改善に向けた取組みを実施しており一定の改善が認められるとして、以後の報告の要はないと金融庁から通知を受けるところまで、業務の改善が認められたことを当社も評価しております。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社グループ（グループとは、エブレン株式会社、蘇州惠普聯電子有限公司）が会社法及び会社法施行規則に基づき取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人を対象とする行動規範として「エブレングループ 行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、各会議体からの会議結果及び各事業部からの活動が報告される経営会議に出席し、コンプライアンスの観点から必要かつ有効な助言を行っております。

また、監査役は、必要に応じて取締役及び使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議又は決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険に対処する体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、取締役及び監査役等によって構成する経営会議を開催（緊急を要する場合はWEB会議で対応）し、リスクの評価とその対応を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーと共に、迅速かつ適切な対応を行い、損失の拡大を防止し、損害を最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築しております。

また、年度事業計画、中期事業計画の進捗状況や各会議体、各事業部の毎月の動向が経営会議で報告され、是正施策等の検討、決定が行われる体制としております。

(5) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」により、経営状態や業務の状況等を常に的確に把握するため子会社から必要な書類や資料の提出を求めるとともに、内部監査室による監査を原則毎年実施しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

現在、監査役が必要とする場合は、監査役の業務補助のため使用人を配置することとし、その人事については、取締役会と監査役会が意見交換を行うこととしております。また、使用人が監査役を補助する間は、取締役からの独立性を確保しております。

(7) 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を求めることができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は監査役会に対し監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議又は報告事項について意見を述べることであります。また、全ての稟議書を閲覧し、必要に応じ、取締役又は使用人から説明や意見を求めています。

なお、監査役と代表取締役社長、会計監査人及び内部監査部門等との定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を確保しております。

上記の業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づく運用の状況は、次のとおりであります。

当社グループは、「経営理念」を掲げ、この「経営理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「エブレングループ 行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて規範の実践を推進しております。

取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成し、原則として月1回、又、必要に応じて適宜開催し、取締役会規程にのっとり法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役（代表取締役社長を含む）の業務執行を監督しております。

当社の経営企画部は子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を経営会議に報告、協議しております。

また、子会社は重要な経営事項の意思決定に当たっては当社に承認を得るとともに、経営会議に報告を行っております。

内部監査部門である内部監査室は、法令及び社内規程等の遵守状況について監査を行っております。

監査状況については、代表取締役社長に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告を行っております。

（本事業報告中の記載数字は金額及び数量については記載数値未満を切り捨て、比率については記載数値未満を四捨五入表示しております。）

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,645,755	流 動 負 債	706,830
現金及び預金	2,730,393	支払手形及び買掛金	158,338
受取手形及び売掛金	527,495	電子記録債務	324,563
電子記録債権	217,210	未払法人税等	91,448
商品及び製品	174,058	賞与引当金	49,492
仕掛品	228,510	受注損失引当金	5,182
原材料及び貯蔵品	724,488	その他の	77,804
その他の	43,598	固 定 負 債	411,161
固 定 資 産	1,258,278	役員退職慰労引当金	228,430
有形固定資産	861,005	退職給付に係る負債	179,165
建物及び構築物	133,593	その他の	3,565
機械装置及び運搬具	7,724	負 債 合 計	1,117,991
土地	711,239	純 資 産 の 部	
その他の	8,448	株 主 資 本	4,683,396
無形固定資産	10,482	資本	143,010
投資その他の資産	386,790	資本剰余金	136,999
投資有価証券	14,281	利益剰余金	4,429,432
繰延税金資産	68,893	自己株式	△26,045
保険積立金	285,637	その他の包括利益累計額	102,645
その他の	17,977	その他有価証券評価差額金	5,498
資 産 合 計	5,904,033	為替換算調整勘定	97,146
		純 資 産 合 計	4,786,041
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,904,033

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		4,025,988
売上原価		3,161,495
売上総利益		864,492
販売費及び一般管理費		399,895
営業利益		464,597
営業外収益		
受取利息	3,735	
受取配当金	56	
助成金収入	964	
保険解約返戻金	10,197	
その他	1,996	16,951
営業外費用		
支払利息	91	
為替差損	5,938	6,030
経常利益		475,518
特別損失		
固定資産除却損	16	16
税金等調整前当期純利益		475,501
法人税、住民税及び事業税	163,060	
法人税等調整額	△969	162,090
当期純利益		313,410
親会社株主に帰属する当期純利益		313,410

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2024年 4 月 1 日残高	143,010	136,999	4,173,361	△26,045	4,427,325
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△57,339		△57,339
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			313,410		313,410
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	256,070	—	256,070
2025年 3 月 31 日残高	143,010	136,999	4,429,432	△26,045	4,683,396

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額 合 計	
2024年 4 月 1 日残高	5,205	69,797	75,002	4,502,328
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△57,339
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				313,410
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	292	27,349	27,642	27,642
連結会計年度中の変動額合計	292	27,349	27,642	283,713
2025年 3 月 31 日残高	5,498	97,146	102,645	4,786,041

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結注記表)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 1 社
連結子会社の名称…………… 蘇州惠普聯電子有限公司

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

蘇州惠普聯電子有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品及び製品、仕掛品

注文品……………個別法

標準品……………総平均法

原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
在外連結子会社については定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 15～50年
- ② 無形固定資産…………… 自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ② 受注損失引当金…………… 未出荷受注品のうち、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。
- ③ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資金の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
- ③ 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品又は製品に対する支配は引き渡し時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

区 分	連結貸借対照表計上額（千円）
商品及び製品	174,058
仕掛品	228,510
原材料及び貯蔵品	724,488
合計（注）	1,127,056

（注）当社の計算書類に計上されている金額は、1,076,560千円であります。

連結計算書類に計上されている棚卸資産評価損の金額は、6,952千円（△は戻入額）であります。このうち、当社の計算書類に計上されている棚卸資産評価損の金額は、4,494千円（△は戻入額）であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類に計上されている棚卸資産において金額的に重要な割合を占めているのは、当社の原材料と認識しております。当社グループでは、棚卸資産の連結貸借対照表価額を収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。具体的には、正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額まで帳簿価額を切り下げるとともに、商品及び製品の出荷見込みや、原材料の顧客買取可否や使用見込等に基づき検討した結果、滞留在庫と判定されたものは、廃棄の実績等を基礎として決定した一定の率に基づき、過去からの入出庫に基づく保有期間や使用見込に応じて段階的に帳簿価額を切り下げております。なお、簿価切下額は原則として売上原価として処理しております。

簿価切下額の計算基礎となる一定の率や原材料の使用見込の判断について、将来、需要の変動や市場環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、追加の評価減が必要となる可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)**1. 担保資産及び担保付債務**

担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金	100,000千円
建物	110,254千円
土地	711,239千円
計	921,494千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 563,008千円**3. 当座貸越契約**

当社は運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	100,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 期 末 の 株 式 数
普 通 株 式	1,536,000株	—	—	1,536,000株

2. 自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度 期 末 の 株 式 数
普 通 株 式	27,053株	—	—	27,053株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	57,339	38.00	2024年 3月31日	2024年 6月28日

(2) 配当金支払額基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月27日開催予定の第52期定時株主総会の議案として、次のとおり付議いたします。

株 式 の 種 類	配 当 の 原 資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基 準 日	効力発生日
普 通 株 式	利 益 剰 余 金	60,357	40.00	2025年3月31日	2025年6月30日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は銀行借入を用いる方針です。

投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。しかし、当社グループの営業債権の貸倒実績は非常に低い状況です。当該リスクに関しては、必要に応じて信用調査等をする体制としております。

投資有価証券である株式等は、取引銀行関連のものであり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。

また、営業債務は、流動性リスクに晒されていますが、毎月、資金繰表及びキャッシュ・フロー計算書を作成し、リスクの継続的な把握と管理を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 其他有価証券	14,281	14,281	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	3,171円78銭
1 株当たり当期純利益	207円70銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産 の 部	4,296,038	流 動 負 債 の 部	695,721
現金及び預金	2,459,613	買掛金	157,219
受取手形	18,408	電子記録債権	324,563
電子記録債権	217,210	未払金	13,139
売掛金	484,976	未払費用	32,330
商品及び製品	167,606	未払法人税等	91,479
仕掛品	228,510	預り金	8,368
原材料及び貯蔵品	680,443	賞与引当金	46,500
前払費用	37,187	受注損失引当金	5,182
その他	2,082	その他	16,937
固 定 資 産	1,357,002	固 定 負 債	411,161
有形固定資産	857,015	退職給付引当金	179,165
建物	133,419	役員退職慰労引当金	228,430
構築物	173	その他	3,565
機械及び装置	5,320	負 債 合 計	1,106,882
車両運搬具	0	純 資 産 の 部	
工具器具及び備品	6,863	株 主 資 本	4,540,659
土地	711,239	資 本 金	143,010
無形固定資産	10,162	資 本 剰 余 金	136,999
ソフトウェア	9,188	資本準備金	95,448
その他	974	その他資本剰余金	41,551
投資その他の資産	489,823	利 益 剰 余 金	4,286,695
投資有価証券	14,281	利益準備金	15,275
関係会社出資金	82,000	その他利益剰余金	4,271,420
長期前払費用	1,068	別途積立金	3,942,000
繰延税金資産	90,362	繰越利益剰余金	329,420
保険積立金	285,637	自 己 株 式	△26,045
その他	16,473	評価・換算差額等	5,498
資 産 合 計	5,653,040	その他有価証券評価差額金	5,498
		純 資 産 合 計	4,546,158
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,653,040

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,880,411
売上原価	3,064,887
売上総利益	815,523
販売費及び一般管理費	363,797
営業利益	451,726
営業外収益	
受取利息	102
受取配当金	56
助成金収入	651
保険解約返戻金	10,197
その他	1,913
営業外費用	
支払利息	91
為替差損	989
経常利益	463,567
税引前当期純利益	463,567
法人税、住民税及び事業税	162,469
法人税等調整額	△3,800
当期純利益	304,898

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2024年 4 月 1 日)
(至 2025年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2024年 4 月 1 日残高	143,010	95,448	41,551	136,999
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				
別 途 積 立 金 の 積 立				
当 期 純 利 益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2025年 3 月31日残高	143,010	95,448	41,551	136,999

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
		別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	
2024年 4 月 1 日残高	15,275	3,742,000	281,862	4,039,137
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当			△57,339	△57,339
別 途 積 立 金 の 積 立		200,000	△200,000	—
当 期 純 利 益			304,898	304,898
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				
事業年度中の変動額合計	—	200,000	47,558	247,558
2025年 3 月31日残高	15,275	3,942,000	329,420	4,286,695

計算書類

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2024年4月1日残高	△26,045	4,293,101	5,205	4,298,307
事業年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当		△57,339		△57,339
別 途 積 立 金 の 積 立		—		—
当 期 純 利 益		304,898		304,898
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）			292	292
事業年度中の変動額合計	—	247,558	292	247,850
2025年3月31日残高	△26,045	4,540,659	5,498	4,546,158

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

① 商品及び製品、仕掛品

注文品……………個別法

標準品……………総平均法

② 原材料……………総平均法

③ 貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

工具器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (2) 受注損失引当金……………未出荷受注品のうち、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、小規模企業等における簡便法を採用しております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品又は製品に対する支配は引き渡し時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
商品及び製品	167,606
仕掛品	228,510
原材料及び貯蔵品	680,443
合計 (注)	1,076,560

計算書類に計上されている棚卸資産評価損の金額は、4,494千円（△は戻入額）であります。

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金	100,000千円
建物	110,254千円
土地	711,239千円
計	921,494千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 531,991千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	4,696千円
短期金銭債務	1,224千円

4. 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	100,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業取引による取引高

売上高 26,009千円

仕入高 58,984千円

営業取引以外の取引による取引高 一千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 期 末 の 株 式 数
普 通 株 式	27,053株	—	—	27,053株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金	72,001千円
退職給付引当金	56,285
棚卸資産評価損	13,816
賞与引当金	14,238
その他	9,522
繰延税金資産小計	165,863
評価性引当額	△72,001
繰延税金資産合計	93,862

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,530
その他	△969
繰延税金負債合計	△3,499
繰延税金資産の純額	90,362

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所 有 (被 所 有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額	科 目	期末残高
子会社	蘇 州 惠 普 聯 電 子 有 限 公 司	所 有 接 直 100%	材 料 の 提 供 製 品 等 の 仕 入 役 員 の 兼 任	材 料 の 販 売 (注)	26,009	売 掛 金	4,696
				製 品 等 の 仕 入 (注)	58,984	買 掛 金	1,224

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 3,012円80銭

1 株当たり当期純利益 202円06銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

エブレン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

桐川 聡

公認会計士

丸田 力也

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エブレン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エブレン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月22日

エブレン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

桐川 聡

公認会計士

丸田 力也

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エブレン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第52期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、
指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年 5 月23日

エブレン株式会社	監査役会	
常勤監査役	伊沢 雅夫	印
社外監査役	鈴木 秀孝	印
社外監査役	徳永 博久	印

以 上

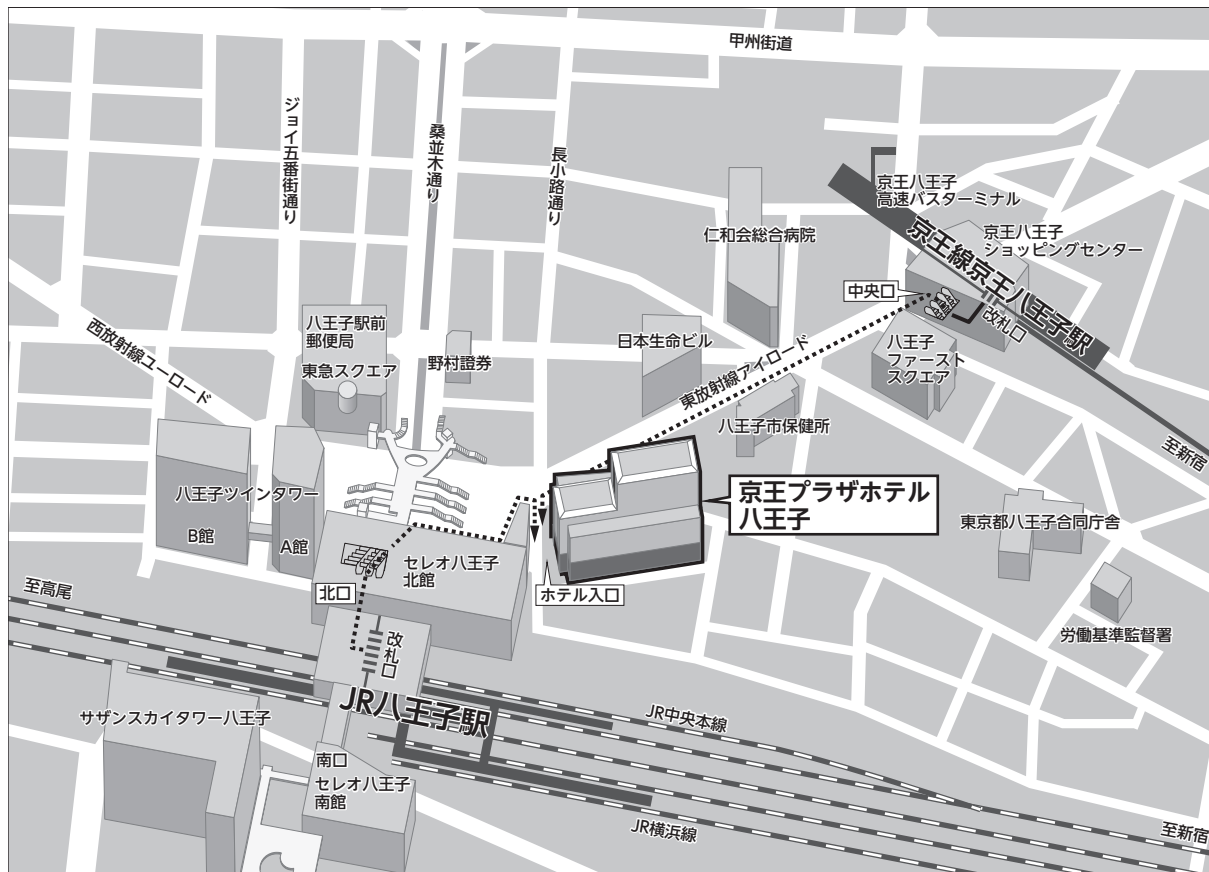
株主総会会場 ご案内図

会場：東京都八王子市旭町14番1号

京王プラザホテル八王子 4階「錦」

☎ 042-656-3111

*株主総会ご来場時のお土産、懇談会は予定しておりません。



交通：J R 中央線八王子駅北口より徒歩 3 分

* 駅改札口を出て、右側50m先階段を1階に降り、右方向（案内図矢印方向）へおいで下さい。

* J R 中央線八王子駅は、J R 中央線快速にて新宿駅から約50分です。

京王線京王八王子駅中央口より徒歩 5 分

* 駅改札口を出て、右側階段を1階に上り、左方向(案内図矢印方向)へおいで下さい。

* 京王線京王八王子駅は、京王線特急にて新宿駅から約50分です。

* お車でおいでいただく場合、当社専用の駐車スペースは、ございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。